

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業の追加事業についての説明会



志摩市健康福祉部
介護・総合相談支援課
平成29年10月26日（木）

皆さん、もうご承知（聞き飽きた）とは思いますが
そもそも介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）
とは？

総合事業を構成する事業

①介護予防・生活支援サービス事業

○対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。（以下、「要支援者等」という）

- ・要支援認定を受けた者
- ・第1号被保険者のうち地域包括支援センターの窓口等で実施する基本チェックリストにより事業対象に該当した者

事業
訪問型サービス
通所型サービス
その他の生活支援サービス
介護予防ケアマネジメント

②一般介護予防事業

○対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業
介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業
地域介護予防活性化事業
一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス

サービスの内容	実施状況と提供方法
①介護予防訪問介護相当サービス これまでの訪問介護の基準のサービス	実施 ・みなしを含む指定事業所による提供
②訪問型サービスA 人員等の基準を緩和したサービス	実施 指定事業所提供のサービス ・生活支援または短時間サービス シルバー人材センター提供のサービス ・生活支援または買物支援サービス
③訪問型サービスB 住民が主体となって行う支援	未実施
④訪問型サービスC 専門職による居宅での相談指導等	平成29年11月から試験実施 (12月以降本格実施予定) ・委託事業所による実施
⑤訪問型サービスD 住民が主体となって行う移送前後 の生活支援や集いの場への移動支援	未実施

1. 介護予防・生活支援サービス事業

2. 通所型サービス

サービスの内容	実施状況と提供方法
①介護予防通所介護相当サービス これまでの通所介護の基準のサービス	実施 ・みなしを含む指定事業所による提供
②通所型サービスA 人員等の基準を緩和したサービス	実施 ・指定事業所による提供
③通所型サービスB 住民が主体となって実施する要支援者等の受け入れを想定した集いの場	未実施 (今年度中に立ち上げ支援等を実施予定)
④通所型サービスC 専門職による居宅での相談指導等	未実施

3. その他生活支援サービス

サービスの内容	実施状況と提供方法
①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等) 等	未実施

1. 介護予防・生活支援サービス事業

4. 介護予防ケアマネジメント

サービスの内容	実施状況と提供方法
<p>①原則的な介護予防ケアマネジメント</p> <p>現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。</p> <p>利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3月に1回行い、利用者の状況に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。</p>	<p>実施</p> <p>地域包括支援センター (介護予防支援事業所 めかぶ) による実施</p> <p>※一部居宅介護支援事業所に委託</p>
<p>②簡略化した介護予防ケアマネジメント</p> <p>アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成までは、原則的な介護予防ケアマネジメントと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。</p>	<p>未実施</p> <p>平成29年度中は実施を想定していない (今後実施に向けて単価やマニュアルを検討していきます。)</p>

1. 介護予防・生活支援サービス事業

4. 介護予防ケアマネジメント

サービスの内容	実施状況と提供方法
<p>③初回のみ介護予防ケアマネジメント</p> <p>ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。</p> <p>初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策」「目標を達成するための取組」等を記載）を利用者に説明し、理解を得た上で、利用者自身のセルフマネジメントによって、住民主体の支援の利用等を継続する。</p> <p>その後は、地域包括支援センターによるモニタリングは行わない。</p> <p>利用者の状況の悪化や、利用者からの相談があった場合に、地域包括支援センターによるケアマネジメントに移行する。</p>	<p>実施 （但し、現時点での実績なし）</p> <p>※地域包括支援センター（介護予防支援事業所めかぶ）による実施を想定している</p>

2. 一般介護予防事業

事業名称	内容
①介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。 ※平成29年度は75歳から79歳を対象に実施しました。
②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。 ※介護予防教室や講演会、認知症関係の相談窓口や予防教室の実施などが該当します。
③地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。 ※介護予防リーダー（お達者サポーター）に対する活動支援や介護予防ボランティアポイント事業、地域の介護予防活動への支援などが該当します。
④一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。 ※今年度、介護予防事業計画策定に向け、ニーズ調査や在宅介護実態調査を実施しました。
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施。 ※地域の介護予防活動実施団体に対し、リハビリ専門職を派遣し、プログラムの提案・指導を行っています。

本日の本題

- ①シルバー人材センターによる
生活支援サービス・買物支援サービスについて
(平成29年5月 開始)
- ②訪問型サービスC (短期集中型サービス) について
(平成29年11月 開始予定)
- ③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず
基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進
について (平成29年11月 開始予定)
- ④自立支援型地域ケア会議について
(平成30年1月 試験運用開始予定
平成30年4月から本格運用予定)
- ⑤その他

①シルバー人材センターによる生活支援サービス・買物支援サービスの詳細と利用までの流れ

1. サービス概要

サービス名称	生活支援サービス	買物支援サービス
サービス内容	身体介護の必要がない生活支援サービス	買物困難者に対する買物代行サービス
利用対象者	要支援者等のうち身体介護の必要がなく、専門職の関与の必要性も低い方	要支援者等のうち別に示す条件に該当する人
利用回数	要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1相当 ※アセスメント等により必要と判断された場合は要支援1で週2回、要支援2で週3回利用可能。 事業対象者は別に示す場合のみ要支援2相当とする。	週1回まで
単位数	120単位／1回あたり（生活支援サービスのみ初回加算あり）	
利用者負担	あり（利用者の負担割合に合わせて）	

①シルバー人材センターによる生活支援サービス・買物支援サービスの詳細と利用までの流れ

2-1. サービス利用までの流れ（申請からサービス提供決定まで）

①申請関係書類の作成・提出（担当ケアマネ → めかぶ）

- 提出書類
- ・介護予防生活支援サービス事業 訪問型サービスA（シルバー人材センター提供）利用申込書
 - ・買物支援サービスの申請の場合は「ケアプラン」か「買物支援サービス利用希望者調べ」を併せて提出

②申請内容の確認・業務提供依頼の実施

（めかぶ → 介護・総合相談支援課 → シルバー人材センター）

めかぶの担当者が必要事項を追記し、介護・総合相談支援課に提出。

介護・総合相談支援課は、申請書を受理・決裁後、シルバー人材センターに業務の提供依頼。（この時、必要があれば利用者情報の聞き取り等を行います。）

③業務提供の可否の決定・連絡

（シルバー人材センター → 介護・総合相談支援課 → めかぶ → 担当ケアマネ）

シルバー人材センターが業務提供の可否を判断、介護・総合相談支援課に通知。

その内容をめかぶを通じて担当ケアマネに連絡。（業務提供の可否を判断する際、シルバー人材センターから問い合わせや調整を行う場合があります。）

①シルバー人材センターによる生活支援サービス・買物支援サービスの詳細と利用までの流れ

2-2. サービス利用までの流れ（サービス提供決定からサービス利用）

①サービス内容の詳細・サービス担当者会議日程等の調整

（利用者 ⇄ 担当ケアマネ ⇄ シルバー人材センター）

サービス提供の決定を受けたら、サービス提供日及びサービス担当者会議（原則、生活支援サービスのみ）の日程をシルバー人材センターのサービス提供責任者と調整してください。

②サービス提供表（予定）を作成・提出

（担当ケアマネ → 利用者、めかぶ、シルバー人材センター）

・初回利用月分：利用者、めかぶ、シルバー人材センター

・継続利用月分：利用者、めかぶ（サービス提供予定月の前月15日までに）

※継続利用月分について、特別な事情により提出期限までに間に合わない場合は事前にめかぶ担当者への連絡とシルバー人材センターと調整をお願いします。

③サービス担当者会議の実施

・生活支援サービス：初回提供前や提供内容の大幅な変更時に実施。

・買物支援サービス：原則不要。

※但し、担当ケアマネが特別に必要と判断した場合やシルバー人材センターがサービス提供前に実施する事前説明への同行を依頼された場合は適宜調整・対応してください。

①シルバー人材センターによる生活支援サービス・買物支援サービスの詳細と利用までの流れ

3. 買物支援サービスの対象者

○買物支援サービスの対象者の条件

要支援者等のうち①、②に示す条件にそれぞれ1つ以上該当し、近所に買物支援ができる人がいない方や、支援者の病気や入院等により一時的に支援が受けられない状態である方。もしくは、市または地域包括支援センターが特に買物支援が必要と判断した方。

①利用希望者の状態または生活環境

- 利用希望者が外での移動（独歩・シルバーカーや電動カートを利用しての移動等）が難しい
- 利用希望者宅から商店までの道のりに難がある
 - ・遠距離である（利用希望者の移動手段で概ね片道30分以上）
 - ・上り下りが多い、激しい
 - ・狭小な経路で交通量が多い、交通量が多いうえ適当な横断経路がない 等

②利用希望者の世帯構成等

- 独居または同居者のすべてが要支援者等、要介護認定者
- 同居者が高齢者のみで、要支援等認定者ではないが、家族等の面談において買物支援が困難と判断できる場合
- 同居者のすべてが身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている

②訪問型サービスC（短期集中型サービス）について

保健師より説明させていただきます。

③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず 基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進

はじめの方で触れましたが「介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業」（以下「サービス事業」という。）の対象者は「制度改正前の要支援者に相当する者」とされており、「①要支援認定を受けた者」に加え、「②地域包括支援センターの窓口等で実施する基本チェックリストにより事業対象に該当した者」（以下「事業対象者」という。）とされています。

※予防給付サービス（福祉用具貸与や住宅改修等）の利用や第2号被保険者は要支援等の認定が必要です。

基本チェックリストによる判定は、基本チェックリストの実施から事業対象者の判定までの時間が短く、対象者の判定自体には訪問調査や主治医意見書の提出を要件としていない点など一部利用者の負担が少ない一方、志摩市では支所機能の縮小等により原則、市役所本庁舎の地域包括支援センター窓口（介護・総合相談支援課内）のみでの対応のため、利便性が低くなっています。

そこで、基本チェックリストを利用促進のため、要支援認定更新申請時に基本チェックリストによる対象者の判定を行う場合について担当ケアマネジャーによる基本チェックリストの聞き取りができるようにしていきます。

（担当ケアマネはあくまで聞き取りのみ、結果は地域包括支援センターが判定します。）

③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進

1. 基本チェックリストによる事業対象者判定のながれ (要支援認定有効期間終了に伴う)

- ①「受付チェックシート」等により、利用者が事業対象者の判定に適しているか確認を行う
- ②事業対象者の判定に適している場合、要支援認定更新申請に替わり、基本チェックリストによる事業対象者判定ができる点や注意点を利用者に説明し、同意を得られたら「基本チェックリストについての考え方」をもとに志摩市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書にある基本チェックリストを実施（聞き取り）、必要事項を記入の上、介護保険証と一緒に地域包括支援センターに提出。
介護・総合相談支援課で提出を受けた介護保険証の代わりに資格者証を交付
- ③地域包括支援センターで提出を受けた基本チェックリストを判定し、事業対象者と判定された場合は、介護・総合相談支援課で介護保険証の要介護状態区分等の欄に「事業対象者」、認定年月日欄に基本チェックリスト実施日を印字し、認定期間を手書き記入されたものを発行・交付します。

③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず 基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進

2-1. 基本チェックリストによる事業対象者判定の注意点 (担当ケアマネへの注意点)

1. 担当ケアマネはあくまでも基本チェックリストの聞き取りです。
判定等は容易ですが「事業対象者です」と利用者には伝えないで下さい。
なお万が一、基本チェックリストによる判定で対象でないと判断されそうな場合は要介護等更新申請のお手伝いをお願いします。
2. 本来、事業対象者は要支援1相当ですが、**要支援2の方が更新のタイミングで基本チェックリストを利用し、事業対象者と判定された場合のみ、その有効期間は特例として要支援2相当のサービス利用を可能とします。**
なお、あくまで要支援2の方の更新の代わりに基本チェックリストを利用した場合に限りますので、①「要支援2の人が更新の結果、要支援1になったのち基本チェックリストを実施した場合」②「例外事項により要支援2相当の事業対象者が有効期間満了に伴い、基本チェックリストにより対象者の判定を行った場合」は、要支援1相当の扱いとなります。
(前者はすでに要支援1の判断がされているため、後者はあくまで要支援2相当の扱いは要支援2から基本チェックリスト利用の特例事項であるため。)

③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進

2-2. 基本チェックリストによる事業対象者判定の注意点 (担当ケアマネへの注意点)

3. 基本チェックリストでの判定で事業対象者とならなかった場合、不服申立て等の制度がありません。
引き続き自立支援に向けたサポートが必要と判断できる場合や利用者・相談者が結果に納得いかない場合は要介護等認定（更新）申請を行ってください。
4. 事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要なときは要介護認定等の申請が可能な点は必ずお伝えください。
5. 基本チェックリストによる事業対象者の判定は65歳以上の方に限られています。40歳から64歳の方はサービス事業のサービスのみを利用する場合でも要支援の認定が必要となります。
6. 「2」に示す特例を除き要支援2相当のサービス量が必要と判断される場合、要介護等認定申請により、利用者の状態を判断していきます。

③要支援認定有効期間終了時において、更新申請によらず 基本チェックリストによる事業対象者判定の利用促進

2-3. 基本チェックリストによる事業対象者判定の注意点

(実施する際に利用者に対し、伝えるべきこと)

1. 総合事業のサービス事業や予防給付サービスは要支援状態からの自立の促進や要介護状態にならないよう重症化の予防の促進を図るものです。本人が立てる目標の達成に向けて必要と思われる支援をケアマネジャーが調整し、サービスを利用しながら取り組んでいきます。また目標達成後は自立や維持に向けて、次のステップに移っていきます。
2. サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストを用いて対象者の判定をすることで、すぐに対象となるかどうかの判定ができ、次の認定期間に向けての調整等がスムーズに開始できます。
3. 事業対象者として利用できるサービスは通所型サービス（デイサービス）や訪問型サービス（ヘルパーによるサービス）などのサービス事業にあるサービスのみです。
4. 事業対象者となり、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、利用サービスに変更（予防（介護）給付サービスの利用）が必要な時には要介護認定等の申請が可能です。

④自立支援型地域ケア会議の実施

志摩市でも自立支援型地域ケア会議を実施していきます。

(平成30年1月：試験運用／平成30年4月：本格運用 予定)

1. 自立支援型地域ケア会議を実施する目的は？

- ①介護保険制度の介護予防の理念に沿った支援になっているかの確認
- ②医療、介護等の多職種が連携して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める
- ③個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する
- ④共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる

④自立支援型地域ケア会議の実施

志摩市でも自立支援型地域ケア会議を実施していきます。

(平成30年1月：試験運用／平成30年4月：本格運用 予定)

2. そもそもなぜ自立支援型地域ケア会議を実施するのか？

みなさんご承知のことですが介護保険制度は平成12年にスタートしました。しかし当初の想定を超えるスピードで利用者が増加する事態に直面し、介護費用の大幅増を抑制するため、制度の手直しを行い、平成18年「予防給付」サービスがスタートしました。

さらに超高齢化がすすむ見込の中、介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護資源の不足や各市町村で異なる地域のニーズへの対応、サービスの充実等を目的に平成27年4月（志摩市では平成29年4月）より新しい総合事業がスタートしています。

この変遷の中、平成18年に「予防給付」サービスがスタートした際に介護保険法の理念の一つに「介護予防重視の姿勢」が加えられましたが、十分な効果を出せていない現状から、いかに「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ための支援や前述の目的達成のために自立支援型地域ケア会議を実施していきます。

④自立支援型地域ケア会議の実施

3-1. 自立支援型地域ケア会議の概要（案）

対象者	<p>①要支援1、2及び総合事業対象者（以下、要支援者等という）のうち予防給付と総合事業を利用するケース又は総合事業のみを利用するケースのなかからケース選定日の2か月以内にサービスの利用を新たに開始した者</p> <p>②要支援者等のうち介護予防給付と総合事業を利用するケース又は総合事業のみを利用するケースのなかから担当するケアマネジャーまたは地域包括支援センターが特に多職種による検討が必要とする者</p>
頻度	<p>月1回（原則：各月第3木曜日の午後を予定） 1回につき3～4件の事例（1件あたり25～30分程度） ケースの振り分け：めかぶのケース2件／委託事業所のケース2件</p>
構成	<p>助言者：歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリ専門職 等 （ケースの内容や事例提供者の依頼等により必要な場合は医師や歯科医師に出席または、意見書・質問への回答書の提出を依頼） 事例提供者：担当ケアマネジャー、サービス事業者 実施主体：主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、市担当職員 等</p>

④自立支援型地域ケア会議の実施

3-2. 自立支援型地域ケア会議の概要（案）

会議構成員の役割

①事例提供者

ケアプラン及び利用者の概要説明

サービス提供に至った経緯

サービス種別の選定時に考慮した事柄

サービス提供時の利用者の様子

ケアプラン作成に当たり苦慮した点 等

②助言者

- ・ アセスメントやケアプランの内容に対して課題の発見
- ・ 介護予防の理念に基づき、自立に向けた具体的な提案
- ・ 事例提供者が苦慮した点や疑問点等に対する具体的なアドバイスの提示

③実施主体

- ・ 会の運営（司会進行・意見のとりまとめ等）
- ・ 課題の発見と保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの視点によるアイデアの提言
- ・ 把握した地域課題等を政策形成の場へ報告し、課題解決に向けた施策の実施

④自立支援型地域ケア会議の実施

4-1. 会議の流れ（案）

進行内容	所要時間	ポイント
○ケースの確認	3分	①対象者の名称及び資料の確認 ②事例提供者（ケアプラン作成者、サービス事業所）の紹介 ③補足資料等があればこの時点で配布
○ケアプラン作成者 概要説明	5分	資料（補足資料を除き）は開催日の1週間前に出席者に対し送付し、事前の確認を依頼するので概要説明では、ケアプラン作成者から簡潔・明確に以下の内容を説明 ①利用者基本情報 ②現在の状態に至った原因や問題点 ③本人の持っている目標、アセスメント等から担当ケアマネが改善可能と思われる点 ④上記を踏まえたケアプラン等における支援方針・目標等 ⑤ケアプラン作成にあたり、苦慮した点や助言者から助言を受けたい点。また力を入れた点の発表
○サービス事業所 補足説明		サービス事業所からはアセスメントに基づく、具体的な支援内容を説明と利用時の様子の報告やケアプラン作成者の概要説明で補足が必要と思われる場合に補足説明を行う。 （説明がすべて終了するまで助言者は原則、事例提供者に対し質問を行わない。）

④自立支援型地域ケア会議の実施

4-2. 会議の流れ（案）

進行内容	所要時間	ポイント
○グループワーク	15分	<p>①解決すべき問題点の整理 （事例提案者の挙げたもののほか、助言者の専門的見地から見える問題点の提示）</p> <p>②問題点の発生要因の特定と改善の見込み （①で挙げた問題点について、助言者からその発生要因と改善見込みについて必要な助言を行う。）</p> <p>③事例提供者に対し整理した課題やアドバイスについて、意見を聞く。</p> <p>④改善に必要な支援とそれに不足している社会資源の検討</p>
○まとめ	5分	<p>①事例ケースにおいて出た意見や今後似通ったケースに対する方針の確認など決定事項等をまとめ、共通認識を確認。</p> <p>②まとめの際に、助言者からのアドバイスをまとめるだけでなく、会議で出されたアドバイスや意見を踏まえ、プランに位置付けた支援計画をどう調整できるのかの視点でまとめる。</p>

⑤その他

○平成30年4月以降の総合事業実施意向調査結果について

現在、みなし指定で要支援者等に現行相当サービスの提供を行っている事業所も平成30年3月31日をもってみなし指定有効期間が満了となり、志摩市の指定が新たに必要となります。

今、現在の各事業所の意向調査を実施した結果を提供させていただきますのでご確認のうえ、必要なご対応をお願いします。

また当資料はあくまで現在の意向です。申請期限は平成30年1月31日になっていますので、それ以降、指定事業所情報を随時提供しています。

なお意向調査結果には現時点で総合事業の事業所指定を受けている下記事業所は入っていません

- 通所：機能訓練特化型デイサービスセンターいっ歩（阿児町甲賀）
志摩福祉センター（阿児町神明）
- 訪問：阿児訪問介護ステーションシルバーケア豊壽園（阿児町神明）
たいよう介護サービス（志摩町和具）

○サービス事業の給付費パターンと注意点について

暫定利用でサービス事業を利用している場合や、月の途中での区分変更等の給付費のパターン例を作成しましたので提供させていただきますのでご確認ください。